

神戸市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者  
の指定の申請等に関する要領

(平成29年1月1日保健福祉局長決定)

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱（平成29年1月1日保健福祉局長決定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業のうち次の各号に掲げる事業を行う事業者（以下「総合事業指定事業者」という。）の指定の申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 介護予防訪問サービス
- (2) 生活支援訪問サービス
- (3) 介護予防通所サービス

(指定の申請等)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定による指定に関する申請は、指定申請書（（総）第1号様式）により行うものとする。

- 2 市長は、法第115条の45の5第1項の規定に基づき、要綱に定める事業種別ごとの人員、設備及び運営に関する基準を満たしている事業者を指定する。
- 3 市長は、前項の規定による指定をしたときは、指定通知書により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 前3項の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所（以下「事業所等」という。）の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の更新)

第3条 法第115条の45の6に規定する指定の更新の申請は、事業所ごとに指定更新申請書（（総）第1号の2様式）により行うものとする。

(変更の届出等)

第4条 総合事業指定事業者は、要綱第8条に規定する事項に変更があったときは、10日以内に変更届（神戸市指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定に関する要綱（以下「居宅サービス等指定要綱」という。）第4条第1項に規定する第3号様式）により市長に届け出なければならない。

(廃止若しくは休止の届出)

第5条 省令第140条の62の3第2項第4号の規定による届出は、廃止若しくは休止しようとする日の1か月前までに廃止・休止届出書(居宅サービス等指定要綱第4条第2項に規定する第4号様式)により行うものとする。

(再開の届出)

第6条 総合事業指定事業者は、休止した当該事業を再開したときは、10日以内にその旨を再開届出書(居宅サービス等指定要綱第4条第1項に規定する第3号の2様式)により市長に届け出なければならない。

(兵庫県等への情報提供)

第7条 市長は、第2条から前条までの規定による指定等をしたときは、兵庫県、兵庫県国民健康保険団体連合会その他の関係する機関に対して、当該指定等に係る事業所等に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供するものとする。

- (1) 事業所等の名称及び所在地
- (2) 当該事業所等の指定等の申請者又は開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所(当該指定等に係る事業所等が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び住所)
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 管理者の氏名
- (8) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の情報の提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

(標準様式)

第8条 本要領に掲げる各号の様式は、指定等の適切な申請、申出又は届出を担保するための標準様式として提示するものであり、当該様式以外の様式等を使用していた場合であっても、本要領によりその様式を使用するとしている申請、申出又は届出に必要な事項が遺漏なく記載されている場合は、標準様式以外の様式による申請又は届出を行うことができるものとする。

2 申請、申出又は届出を行う場合は、前項に掲げる標準様式のほか、付表、参考様式等を、適宜、使用するものとする。

(実施細目)

第9条 この要領に規定するもののほか、神戸市介護予防・日常生活支援総合事業の指  
定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年1月1日から施行する。